

歯周疾患（歯周病）検診の判定区分決定の流れ

I. 口腔内検査結果から、3.要精密検査に該当するか審査します。



上記 3a~3f のうち、どれか一つでも該当すれば、ここで終了です。

3a~3f の該当するもの全てを実績に計上してください。

(3.要精密検査となる場合、歯肉出血、口腔清掃状態及び歯石の付着は審査に無関係となります。)

II. 3.要精密検査に該当しない場合、2.要指導に該当するか審査します。



上記 2a~2d のうち、どれか一つでも該当すれば、ここで終了です。

2a~2d の該当するもの全てを実績に計上してください。

III. 3.要精密検査及び2.要指導に該当しない場合、判定区分は 1. 異常なしです。